

指定訪問看護ステーション城見運営規定（医療保険用）

第1条（事業の目的）

医療法人高田会が開設する訪問看護ステーション城見(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の事業者(以下「看護師等」という。)が、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し心身の機能の維持回復を目指すことを目的とする。

第2条（運営の方針）

ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特徴を踏まえて、全体的な日常生活の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称及び所在地）

訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称：訪問看護ステーション城見
- (2) 所在地：高知市城見町3-12

第4条（職員の職種・員数及び職務内容）

職員の職種、員数、および勤務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師1名
管理者は所属職員を指導監督し、適切なサービスの提供が行えるように統括する。
- (2) 看護職員：看護師 常勤換算2.5名以上
訪問看護計画及び訪問看護報告書を作成し、訪問看護を実施する。
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：適当数
訪問看護の範疇でリハビリテーションを担当する。
- (4) その他の職員： 適当数
事業所の運営に必要な事務を担当する。

第5条（営業日及び営業時間）

営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から土曜日
ただし年末年始の期間（12月30日～1月3日）は除く
- (2) 営業時間：8：30 ～ 17：00
- (3) 24時間対応（電話等に常時対応し緊急時訪問看護を必要に応じて行う体制とする。）

第6条（訪問看護の提供方法）

主治医より交付された訪問看護指示書をもとに、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。

第7条（訪問看護の内容）

指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 1 病状・障害の観察
- 2 清拭・洗髪等による清拭の保持
- 3 食事及び排泄等の日常生活の世話
- 4 褥創の予防・処置
- 5 リハビリテーション
- 6 ターミナルケア
- 7 認知症患者の看護
- 8 療養生活や介護方法の指導
- 9 カテーテル等の管理
- 10 その他医師の指示による医療処置

第8条（利用料その他の費用額）

利用料については重要事項説明書記載のとおりとする。利用料の徴収に際しては領収書を発行し、これの（控）を保管する。

第9条（事業の実施地域）

高知市及び南国市

第10条（緊急時等における対応方法）

看護職員は、訪問看護を実施中に利用者の病状が急変あるいはその他の緊急事態が生じた時は必要に応じて臨時対応の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行う事とする。

- 2 看護職員は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告する。

第11条（苦情対応）

管理者は、提供した指定訪問看護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応し、解決に向けて調査を実施、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

第12条（損害賠償）

当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

- 2 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

第13条（情報提供）

関係市町村、地域の医療・保健・福祉サービスとの有機的な連携を強化し、利用者に対する総合的な在宅療養を推進する為、情報提供書を発行する。

第14条（衛生管理）

サービスの提供に用いる器具その他の物品の使用に際して、安全性及び清潔の保持に留意し、利用者の身体に接触するものについては、サービスの提供ごとに消毒等の適切な処置を行う。

第15条（安全管理体制）

安全管理の指針マニュアルを整備し、医療従事者の研修を実施する。

- 2 事故等の発生時にインシデントの報告を行い改善に努める。
- 3 医療の質と安全性の向上を図る。

第16条（その他の運営についての留意事項）

職員の質的向上を図るため、研究・研修の場を設け業務体制を整備する。（年間3回以上）

- 2 自ら提供する訪問看護の質の評価を行い、常に業務の改善を図る。
- 3 業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 4 職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、退職した後においてもこれらの秘密を保持すべき事を職員との雇用契約の内容とする。
- 5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人高田会が定めるものとする。

第17条

ステーションは、第三者評価機関による評価を実施していない。

（附則）

この規定は、平成12年4月1日から施行する。

平成14年9月1日改訂する。

平成18年4月1日一部改訂する。

平成20年4月1日一部改訂する。

平成21年4月1日一部改訂する。

平成22年2月1日一部改訂する。

平成22年4月1日一部改訂する。

平成24年4月1日一部改訂する。

平成30年5月16日一部改訂する。

令和6年3月31日一部改訂する。